

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2021年12月14日 No.46 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内 容

12月9日 本訴第31回口頭弁論	
【提出書面と法廷での陳述概要】	1
【進行協議の内容】	2
【法廷での原告側陳述および書面の内容】	
原告ら準備書面(84):中川弁護士	3
【記者会見・報告集会での質疑応答など】	4
「滋賀県における原子力災害時の避難計画などに関する調査報告書」のマスコミ発表	5
再稼働を強行した40年超の老朽原発・美浜原発3号機を止めるために	6
次回3月10日の裁判後に支える会定期総会	6
2021年度の年会費の納入をお願いします	6
3月10日以降の天津地裁での原発裁判の予定	6

12月9日 本訴第31回口頭弁論

**原告: 県内自治体調査に基づき避難計画は実効性がないと主張
主張が終わった課題から証人尋問を開始するよう強く要求
被告: 高浜、美浜の地盤問題、震源地近傍地震に反論
次回3月10日は午前11時から裁判、午後は支える会総会**

12月9日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第31回口頭弁論が天津地裁で行われました。今回もコロナ対策で入廷制限が行われ一般傍聴席12席に対して抽選が行われました。

【提出書面と法廷での陳述】

原告側は、前回の水戸地方裁判所の判断を踏まえて避難計画の問題について主張した準備書面(79)に続き、県下の自治体への避難計画に関する調査結果に基づき準備書面(84)を提出し、中川弁護士が、準備書面(79)と合わせて法廷で口頭説明を行いました。

関電側は、準備書面(61)、(62)を提出しまし

た。(61)は、高浜および美浜原発の基礎地盤の安定性問題について主張した原告準備書面(78)に対する反論であり、(62)は、震源が敷地に極めて近い場合のリスクを考慮していないことなどを指摘した原告準備書面(83)に対する反論です。

次回の期日は3月10日(木)9時45分から進行協議、11時から口頭弁論とされました。

次回の主張予定は、原告側は、①今回までに被告から反論があった3つ原発の地盤評価の問題についての再反論、②震源が敷地に極めて近い場合のリスク問題についての再反論を行う。次回で主張が終わるので、次々回から証人尋問に入るよう裁判所に対して強く要

請しました。

被告は、大阪高裁で争われている地震動のバラツキ問題について¹(原告準備書面(75))、国の主張に沿って主張すること、前回の原告書面(80)、(81)[(80)は被告専門家意見書についての反論、(81)は地盤問題での反論]に対する反論を行う予定であるとしました。

弁論の前には進行協議が、弁論後は記者会見、報告集会が行われました。

【進行協議の内容】

裁判が始まる前、原告の代表も参加して双方の代理人と裁判所とで進行協議が行われました。争点整理や今後の期日、審理スケジュールなどについて次のとおり確認されました。

(1) 争点と主張予定の確認

① 地震動のバラツキ問題

大阪高裁で争われている地震動のバラツキ問題について、被告は国の主張書面が1月に提出される予定であり、それをふまえて次回に向けて準備書面を提出するとしました。

原告側は、それへの反論ができるよう早く書面を提出するよう求めましたが、とりまとめに時間がかかるとして被告は応じませんでした。

なお、大阪高裁の次回の審理期日は来年の6月であり、国の主張書面は1月の進行協議のなかで提出される見通しであることが明らかにされました。

② 火山問題について

裁判長は、大山噴火で想定される火山灰の層厚の見直しに伴い補強工事を行うのかと質問しました。これに対して被告は、補強工事は行わない、評価方法を変えて現状の施設で耐えられるということについて規制委

員会で審査が行われており、次回に書面がだせるかどうかかわからないと回答しました。

原告側はなるべく早く証人尋問に入りたいので次回に書面を出すよう求めましたが、被告は規制委員会の認可が重要な事実であるとして、規制委員会の認可を得てからしか書面はだせないとして原告の求めに応じませんでした。

③ 避難計画について

裁判長は、被告に対して前回と今回の原告主張への対応を確認しましたが、被告は、反論を整理したいとしましたが、バラツキ問題への対応があるので次々回に向けて準備したいと述べました。

(2) 論点整理表について

前回の裁判所からの要請により、原告、被告双方で最新の論点整理表が提出されたことが確認されました。

(3) その他の確認

前回、原告側は被告の地盤に関する専門家意見書の証拠が提出されていないものがあることを指摘しましたが、これについて被告側はまだ確認ができていないが、確認して出せるものは早期にだしたいと回答しました。

(4) 今後の裁判期日について

次回以降の日程が以下のとおり確認されました。

次回 3月10日(木) 9:45～進行協議
11:00～弁論

6月2日(木)

9月1日(木)

¹ 2020年12月4日、大阪地裁は、基準地震動の策定にあたっては、経験式(入倉・三宅式)が有するばらつきを検討して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要

があるが、国の審査においてはそのことが考慮されていないとして大飯原発の設置変更許可を取り消した。国はこの判決を不服として大阪高裁に控訴している。

【法廷での原告側陳述および書面の内容】

原告ら準備書面(79)(84)の要点：中川弁護士

1 東海第二原発の運転差し止めを命じた 3月18日の水戸地裁判決

- ① 深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し、又は不十分な場合、原発が安全であるということはできず、周辺住民の人格権侵害の具体的危険がある。
- ② 何らかの避難計画が策定されていればよいというものではなく、避難を実現することが困難な避難計画は策定されていても、深層防護の第5の防護レベルが達成されていない。

2 原告の主張

- ① 滋賀県内全ての自治体が、避難計画を策定する必要がある。

その理由は、福島第一原発事故では170kmの範囲の強制避難という最悪のシナリオが準備されていたこと、ホットスポットの発生により最大約47キロメートルの距離があった飯舘村まで全村避難となったこと、原子力災害対策指針は、原子力発電所からの距離に関係なく、地上1メートルで測定した空間放射線量率が500 μ Sv/hを超える地域は直ちに避難しなければならないとされていることなどである。

- ② しかし、具体的な避難計画を策定しているのは滋賀県、大津市、長浜市、高島市のみであり、県内の多数の住民に対しては計画が整っていない。

③ 策定済の避難計画の問題

- ・対象としている放射性物質の種類が限定されていることの問題。
- ・放出される放射性物質の想定量の問題。
- ・放出された放射性物質が拡散する速度（風向、風速など）の想定の問題

3 策定されている避難計画の問題

- ① 避難計画が住民に十分周知されていないこと。
- ② 避難先の自治体との間で調整が十分なされておらず、感染症対策の取られた避難場所の確保が十分にされていないこと。
- ③ 高島市役所はUPZ内にあり、避難が必要になった場合、防災本部の体制と機能の移転が必要になるが、機能が移転できる状況にないこと。
- ④ 複合災害への対応が必要であるが、想定や訓練内容に問題があること。
- ⑤ 原子力災害時にまず実施するとされている屋内退避については、県自身も実効性を担保するために解決すべき課題を認識しているなど多くの問題がある。
- ⑥ 放射性ヨウ素による内部被曝を避けるため安定ヨウ素剤の服用が対策となっているが、必要なときに必要な人すべてに配布することは不可能である。
- ⑦ 具体的避難計画の内容を担保する制度設計がなされていない。
- ⑧ 具体的な避難計画の策定が滋賀県及び県内の各自治体の能力を超えている。

4 まとめ

被ばくを避けるという観点からは合理的で実効性のある避難計画が策定されていないのであるから、深層防護における第5層の防護対策がなされているとはいえ、原告らの人格権侵害の具体的危険が存在する。

◇◇◇◇◇◇◇◇

【記者会見・報告集会と質疑】



記者会見の冒頭、井戸弁護団長が双方の書面や進行協議の内容などについて概要説明を行い、中川弁護士が避難計画の主張内容（前ページ）について改めて説明を行いました。また井戸弁護団長は、今回被告が提出した二つの準備書面について右のとおりコメントをしました。

主な質疑応答

Q1.被告が行った地盤の安定性についての反論の内容は？

A. 原告は、被告の資料に基づき美浜の斜面の安定解析において、斜面にかかる引張応力は 10kg/cm^2 であるのに対し、それを支える CL 級の岩盤の強度は 2.7kg/cm^2 しかない、つまり岩盤は耐えられないという問題を指摘した。これに対して今回、斜面にかかる引張応力 10 というのは 1.0kg/cm^2 の誤記であって CL 級岩盤の強度以下なので問題ないという主張をしてきたが被告の資料をみると 1.0kg/cm^2 以下はあり得ない。

Q2.原告の避難計画に関する被告の反論予定は？

A. 反論を検討すると言っているので、早く反論するよう促したが、バラツキ問題で手をとられるため次回は間に合わないそうだ。

Q3.証人尋問の見通しは？裁判長の考えは？

被告準備書面に対するコメント

井戸弁護団長は、被告側が提出した準備書面(61)、(62)について次のようにコメントしました。

(61)は原発の地盤の安定性の問題についてであり、原告主張に対して高浜、美浜について反論してきたものだ。前回、大飯について反論してきているので原告側としては次回に3つまとめて再反論する予定だ。

(62)は、地盤変異のリスクと震源が近い場合特別の考慮が必要という原告主張に対する反論だ。

このうち、震源が至近距離にある場合の問題は、とくに美浜のように震源断層に近接しているところでは大きな問題になる。震源が近いと、今の地震学では予測不能の影響を受ける恐れがあるため、審査基準では「特別な考慮」を求めている。被告がどんな考慮をしたのかを見てみたが、「特別な考慮はしなくていい」というのが被告の主張だ。

審査基準には、至近距離とはどのくらいかという数値は書かれていないので、基準を決めるときどのような専門家の議論が行われたかが判断の材料になる。

被告もそうした議論を材料に主張しているが、被告が用いたのは、事務局が最初に敦賀原発と浦底断層の距離 250m という事例を報告していることを取り上げて「至近距離とは 250m 以内」であり、美浜や大飯にはそのような至近距離に震源として考慮すべき断層ないと主張している。

しかし、専門家は、数 km の範囲ではどのような揺れになるかわからないとして、事務局がだしてきた敷地内に震源断層があるような場合を至近距離とするという案は退けられた。被告は専門家が退けた考えに基づき主張している。

A. 被告はできるだけゆっくりという対応だが、主張の補充は必要に応じて行うこととしてどこかでケリをつけなければならない。次々回から証人尋問に入るよう裁判所に強く要請したが今日はどうするかはつきり言わなかった。

Q4.原告はすでに5人の証人を採用するよう申請を行っており、被告は証人不要という意見書を出している。証人の採否をめぐって今後さらに原告、被告が議論することはあるのか？

A.それはない。あとは裁判所が判断するだけだ。

Q5.屋内退避の問題に関連して提示された県内の木造住宅の下表のデータはマンションなども含むか？

A.戸別住宅の木造比率が高く、放射線の遮蔽効果が低いことを示したものだが、マンションなどはこの表には含まれていない。

			むね数	むね数	むね数
			建物の構造	建物の構造	建物の構造
			0_総数	1_木造	2_非木造
			(棟)	(棟)	(棟)
地域区分-全国	住宅の建て方	建物の階数			
25000_滋賀県1	0_総数	00_総数	423,800	366,600	57,200
25000_滋賀県1	1_一戸建	00_総数	404,500	361,800	42,700
25000_滋賀県1	2_長屋建	00_総数	4,400	2,500	1,900
25000_滋賀県1	3_共同住宅	00_総数	14,100	2,000	12,100
25000_滋賀県1	4_その他	00_総数	800	300	500

「滋賀県における原子力災害時の避難計画などに関する調査報告書」のマスコミ発表

12月3日、今回の原告準備書面(84)のベースになった県と19市町の避難計画に関する調査結果のマスコミに対する発表を行いました。報告書では、



自治体へのアンケートやヒアリング結果をもとに、広域避難の実施可能性、複合災害時の対応の実効性、屋内退避や安定ヨウ素剤の問題などについて検討し、深刻な原発事故が発生したら住民の避難はむずかしく、現在、各自治体が策定している計画は実効性がないと結論付けています。

報告書は調査に協力してもらった各自治体、県内各図書館などに送付しました。また、電子ファイルをアドレスを登録している支える会会員に送信するとともに、脱原発弁護団全国連絡会メーリングリストにより発信しました。

なお、報告書の残部数が少しですがありますので希望される方は下記メールアドレスか吉原稔法律事務所まで申し出ていただければ、送料のみの負担(着払い)で送付します。

※調査報告書申し込みメールアドレス datsushiga@yahoo.co.jp

電話の場合は吉原稔法律事務所 077-510-5262

再稼働を強行した 40 年超の老朽原発・美浜原発 3 号機を止めるために

6 月 23 日に 40 年超原発では初めて再稼働を強行した美浜 3 号機は 10 月 23 日、テロ対策の特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置が、期限の 10 月 25 日に間に合わないため運転を停止しました。関電によると、特重施設は 2022 年 9 月に完成予定であり、22 年 10 月中旬に原子炉を起動、11 月中旬の営業運転再開を見込んでいます。

仮処分の申し立て

6 月 21 日、福井県民 7 名、京都府民 1 名、滋賀県民 1 名により運転差し止めの仮処分が大阪地裁に申し立てられました。10 月 4 日には第一回審尋が行われ、10 月 9 日には井戸弁護団長による「40 年超運転 老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分申立の意義」と題する講演会が行われています。主張書面の内容や講演内容は下記からダウンロードできます。

<http://adieunpp.com/takahama.html>（「福井から原発を止める裁判の会」で検索）

12 月 5 日大阪で集会

「老朽原発そのまま廃炉！大集会 in おおさか」が、大阪市の、靱（うつぼ）公園で開催されました。約 1600 人が参加し、集会後、デモ行進し市民にアピールしました。

次回3月10日の裁判後に支える会定期総会

日程 3 月 10 日（木） 9:45～進行協議

11:00～第 32 回口頭弁論

12:00 頃から記者会見

13:30 頃から定期総会（滋賀県教育会館 2 階大会議室を予定）

総会の内容 ①講演（原発裁判などの動向と大津地裁での闘いの展望、②証拠提出した地震に関するビデオ上映、③避難計画調査結果の報告、④支える会の活動のまとめと活動計画の提案など

2021 年度の年会費の納入をお願いします

まだ納入していただいていない方には、このニュースとともに年会費 2000 円の納入のお願い文と振込用紙を同封しています。協力ください。

3 月 10 日以降の大津地裁での原発裁判の予定

6 月 2 日（木）

9 月 1 日（木）